

平成30年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成30年 3月 6日(火) 開会 午前10時 7分
閉会 午後 2時29分

場所 第3委員会室

出席委員 武内政文委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、杉島理一郎委員、神尾高善委員、鈴木弘委員、長峰宏芳委員、

山本正乃委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

高柳三郎総務部長、上木雄二税務局長、和栗肇契約局長、

坂本泰孝参事兼税務課長、表久仁和人事課長、宍戸佳子職員健康支援課長、

山崎高章文書課長、廣川達郎学事課長、若林裕樹個人県民税対策課長、

澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、山崎さおり総務事務センター所長、

佐々木亨行政監察幹、伊田恒弘入札課長、黒坂和実入札審査課長、

見留満裕技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

木崎秀夫危機管理防災部副部長、小島茂消防防災課副課長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]

稲葉尚子県民生活部長、杉野勝也県民生活部副部長、

中川典之県民生活部副部長、山野均スポーツ局長、

細野正広聴広報課長、影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

秋葉直明県政情報センター所長、横内ゆり文化振興課長、島田邦弘国際課長、

岩崎寿美子青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、

都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、

斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、

田中誠消費生活課長、風上正樹防犯・交通安全課長

[議員提出議案関係]

横川雅也議員、宇田川幸夫議員、新井豪議員、齊藤邦明議員

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第25号	埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	原案可決
第47号	埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について	原案可決
第48号	埼玉県スポーツ推進計画の策定について	原案可決
第52号	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第6号)のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第61号	平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第66号	埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例	原案可決
第70号	工事請負契約の締結について(埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事)	原案可決
議第2号	埼玉県犯罪被害者等支援条例	原案可決
議第3号	埼玉県民栄誉章等について議会の議決事件と定める条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	日本国憲法第九条の改正の発議について、慎重に取り扱うよう求める請願	不採択

報告事項(総務部関係)

平成30年度地方税制改正案の概要について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（総務部関係）】

松澤委員

第52号議案について、補正額の大きい地方消費税清算金及び県民税株式等譲渡所得割市町村交付金について、詳細に説明してもらいたい。

参事兼税務課長

地方消費税清算金について、算定基礎となる歳入の地方消費税は、製造業者や卸売業者等から国税である消費税と併せて国に申告納付された後に、国から事業者の本社等が所在する都道府県に払い込まれる仕組みとなっている。その後、地方消費税を最終的に消費が行われる都道府県の収入とするため、販売統計や人口など一定の基準により、都道府県間で清算が行われる。今回、地方消費税清算金の増額補正をお願いしているのは、清算の対象となる期間の、国から本県に払い込まれる地方消費税収入額が見込みを上回ったことに伴い、本県から他の都道府県に支払う清算金が見込みを上回るためである。次に、県民税株式等譲渡所得割市町村交付金について、算定基礎となる歳入の県民税株式等譲渡所得割は、上場株式の譲渡所得を対象に、証券会社等を通じて課税されるもので、その約6割を市町村に交付している。平成29年中の株価上昇の影響により、県民税株式等譲渡所得割が増収となる見込みであるため、これに伴う市町村交付金についても、増額補正をお願いするものである。

杉島委員

- 1 第70号議案について、災害時における情報収集・伝達手段の確保のために整備されるということだが、災害時のみ運用するものなのか。
- 2 現在の設備を何年使用し、どのような支障が生じたことにより、今回の再整備に至ったのか。
- 3 資料に示されている防災関係機関等にはどのような機関が含まれているのか。

消防防災課副課長

- 1 防災行政無線については災害時のみならず、平常時においても使用している。具体的には、気象台からの警報や注意報等の情報を、支部・市町村・消防本部などに一斉にファックスで送信している。また、防災行政無線が整備されている各機関同士で、通常の電話と同じように連絡用として活用している。
- 2 現在の地上系防災行政無線は平成13年度から平成18年度までに整備した。整備後16年経過しており、電源装置やファックスなどに故障が発生すれば、その都度修繕を実施している。機器の製造メーカーでは交換部品のストックを約10年としており、交換部品の入手も困難となってきていることから、地上系防災行政無線の性能維持に支障の出る可能性が生じている。
- 3 主に、東京電力やNTTなどのライフライン関係機関や、災害拠点病院、県医師会等の医療機関が含まれる。

杉島委員

- 1 大規模災害時に確実に稼働できるようにするための管理はどのように行っているのか。

- 2 再整備することにより、機能はどう向上するのか。
- 3 設備の耐用年数はどのくらいか。また、今回の再整備でどの程度使用できるのか。

消防防災課副課長

- 1 無線設備の定期点検及び障害発生時の随時対応を、職員が直営で実施する体制を整えている。
- 2 従来からある電話やファックスに加え、新たにデータ通信機能が追加されるため、現場で撮影された画像を関係機関同士でやり取りしたり、災害対策本部となる県庁と各支部局との間でテレビ会議を実施することなどが可能となる。これらの機能向上により、大規模災害発生時において、より迅速・的確な意思決定や災害対応が可能になる。
- 3 他の都道府県の事例を考慮しても、おおむね16年から17年程度が耐用年数と考えている。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

杉島委員

- 1 第25号議案について、フィルタリングを解除して購入する場合の届出の書面提出件数はどのくらいか。
- 2 埼玉県青少年健全育成条例の遵守状況を確認するため、携帯電話販売事業者に対し、どのように対応しているのか。
- 3 携帯電話購入後にフィルタリングを外してしまった場合、どう対応するのか。
- 4 第47号議案について、指標として掲げた「家庭内でスマートフォン等の利用のルールを決めている割合」の目標値を100%としている。この目標値は、ネットアドバイザーによる啓発講座に参加した保護者に関する割合になっているが、全ての家庭で100%を目指すべきと考える。ネットアドバイザーを活用して、どう普及啓発を進めていくかを含めて認識を伺う。

青少年課長

- 1 件数は把握していないが、フィルタリングの利用率は、教育局の調査によると7割弱であるため、残りはフィルタリング解除の申出をしていると考えている。
- 2 携帯電話販売事業者へは立入調査を実施している。平成28年度は、297件の調査を実施し、6件の指導を行った。内容は、フィルタリングの解除手続や説明義務の不備などであった。
- 3 購入後にフィルタリングを解除してしまうことは、大きな問題だと認識している。このため、県で養成したネットアドバイザーを小中学校等に派遣し、インターネットの危険性やフィルタリングの有効性、保護者の見守りの重要性などについて普及啓発する講座を実施している。この講座は、保護者が多く集まる入学説明会などの機会に併せて実施しており、引き続き普及啓発に取り組んでいく。
- 4 講座に参加した保護者、約1万人のアンケート結果に基づいた数値であり、信頼できるものと考えている。ネットアドバイザーは、保護者に対し普及啓発だけでなく、子供たちにも、知らない人と会わない、個人情報流さないなどの普及啓発を進めている。この目標値を掲げて、スマートフォンを子供に買うときには、家庭内におけるルールづくりが必要であることを周知し、それが当たり前になることを目指して取り組んでいく。

杉島委員

青少年を取り巻く環境の中で、福祉犯罪の増加やJKビジネス、自画撮り被害などが問題となっている。こうした問題に対し、しっかりと条例を整備し、厳罰をもって取り組むとともに、あらゆる施策を講じて被害防止に努めていく必要があると思うが、県としての決意を伺う。

青少年課長

JKビジネスや自画撮りによる児童ポルノなどの性的被害は深刻であると認識している。今回のプランにおいても、基本目標の「施策の方向性2」に、犯罪被害防止対策の推進の施策として、児童の性的被害を防止するための啓発活動に取り組むことを掲げている。警察をはじめ関係機関、市町村とも連携し、犯罪被害防止の普及啓発に取り組んでいく。また、自画撮り被害等については、インターネット対策が重要であるため、保護者への普及啓発とともに子供たちへのインターネットリテラシー教育などに取り組んでいく。

松澤委員

- 1 第25号議案について、住宅宿泊事業者は、届出制かそれとも許可制か。
- 2 第47号議案について、指標に掲げている「地域の協力を得て実施する子供の体験教室の参加者数」の目標値を20,000人としているが、今後5年間の子供の増減をどう捉えているのか。
- 3 指標に掲げている「声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数」の現状値が12市町村と少なく驚いている。目標値の57市町村の実施に向けて、今後どのように取り組んでいくのか。
- 4 第48号議案について、施策2の「運動部活動の充実」の主な取組に「運動部活動における外部指導者の活用の充実」とあるが、教員の勤務の負担軽減と適正な運動部活動の運営とのバランスはどう考えているのか。
- 5 施策3の「スポーツを通じた魅力ある地域づくり」の主な取組に「『ホームタウンスポーツ』づくりの推進」とあるが、平成16年に埼玉県で国民体育大会が開催されて以降、当時の開催競技が各地域に根差し、ホームタウンスポーツとして生かされているのか。
- 6 施策4の「アスリート育成に向けたスポーツ医・科学の活用」の主な取組に「スポーツ医・科学の知見を活用したアスリート支援」とあるが、具体的にどう取り組んでいくのか。
- 7 第66号議案について、今回新たに指定する特定非営利活動法人熊谷市ほたるを保護する会は、具体的にどのような活動を行っているのか。
- 8 指定の取消しを行う法人について、更新を希望しない理由は何か。

青少年課長

- 1 住宅宿泊事業法では、民泊を行う者は県への届出が必要となっている。
- 2 0歳から14歳までの子供の数は、平成27年から平成32年までの間に5万人減ると予測されている。子供の数は減るが、地域の方々との交流や多様な体験は子供の自己有用感を養うために非常に有効であると考えていることから、力を入れて進めていきたい。
- 3 日中に行う通常のパトロールは全市町村で実施しているが、夜間に声掛けを行うパトロールはボランティアにもハードルが高く、今年度から取組を始めたのが12市町村である。県では、パトロールの参加者に青少年への声掛けのポイントを学んでもらったり、子供たちの相談窓口を掲載したポケットサイズのリーフレットを配布したりするなど

して、地域の人たちが青少年へ積極的に声を掛けることに重点を置いた取組を進めていく。

スポーツ振興課長

- 4 教育委員会の事業になるが、中学校については、中学校スポーツエキスパート活用事業を37市町212校で行っている。また、顧問の教諭に代わって引率等が可能となる運動部活動支援員活用事業を3市で行っている。外部指導者は全ての学校で活用されてはならず、教員の負担は過大であると聞いている。現在、県教育委員会において、教員の働き方について議論が行われていると伺っている。県民生活部では、スポーツ振興の立場から、子供たちが生涯にわたって、スポーツを親しむ姿勢を培えるよう支援していく。
- 5 埼玉国体以後、各市町村で様々なスポーツが実施されており、当課で実施した調査では16市町がホームタウンスポーツをうたい、実施している。また、開催競技以外にも子供やシニアを対象とした様々な新しいスポーツも地域において実施されるようになってきている。県としては、新しいスポーツの活用を含め市町村と連携して、ホームタウンスポーツづくりを推進し、地域の活性化を進めていく。
- 6 大学と連携し、アスリートの身体能力測定を行い、その結果に基づき、専門スタッフによるトレーニングメニューに取り入れるなどの取組を継続していく。現在、ドリームアスリートに指定した県内60人のトップアスリート全員に対して、こうした支援を行っている。

共助社会づくり課長

- 7 熊谷市ほたるを保護する会は、熊谷市の旧江南町エリアで自然発生するゲンジボタルの保護活動を中心に、地域住民、自治会、青年会議所等が一体となって活動している法人である。具体的な活動内容としては、ホタルの生態系を守るため、ゲンジボタルの生息地の清掃やホタルの発生数調査のほか、ゲンジボタルの餌となるカワニナやホタルの幼虫の乱獲を防止するためのパトロール活動などを行っている。また、普及啓発活動として、小中高校生を対象にした環境教育や講座、年1回開催で1万人ほどが集まるホタル祭りでのホタルガイド、また、そのガイドを実施するためのガイド養成講座といった事業も行っている。
- 8 指定NPO法人は、5年ごとに事業状況等を報告してもらい、指定基準に適合していることを確認して更新することとしている。今回、2つの法人は、5年を迎えるに当たり、更新を希望しないとの申出があった。ときがわ山里文化研究所については、当初の指定申請時においては、寄附金控除のメリットを生かして寄附金収入を確保することを考えていたが、その後、補助事業や委託、自主事業等が順調に行われており、安定した収入が確保できている。寄附金収入に頼らずに法人を運営していけるため、更新を希望しないとの申出があった。越谷らるごについては、元々フリースクール事業や自立援助ホームの運営などを行っていたが、指定を受けて2年後の平成27年に、新たに県からひきこもりに関する相談事業を受託し、埼玉県ひきこもり相談サポートセンターとして、電話、来所、メールによる相談を受け付ける事業を行っている。こうした安定した収入が確保できるようになったことから、指定の更新を希望しないとの申出があった。

西山委員

- 1 第25号議案について、高校生がスマートフォンを購入する場合、保護者が同伴しな

くても購入できるのか。

- 2 青少年が購入するスマートフォンには元々フィルタリングが設定されていて、親の同意があった場合に解除できるということなのか。
- 3 近隣都県においても、フィルタリング解除の申出を提出させる内容の条例改正をするのか。
- 4 フィルタリングの解除は、機器に詳しい子供なら自力でできてしまうのか。
- 5 第47号議案について、指標に掲げている「公立高等学校における中途退学者数及び割合」について、現状値が既に目標値を下回っているが、どのような考え方で目標値を設定しているのか。

青少年課長

- 1 契約を伴うため原則は保護者同伴であるが、事業者によっては、同伴がなくても購入できると聞いている。
- 2 青少年が使用するスマートフォンについては、法改正によりフィルタリングの設定が義務化されているため、元々フィルタリングが導入されている。フィルタリングを起動せず有効化しない場合は、申出を提出して購入することができる。
- 3 茨城県以外は同様の条例改正をする予定であると聞いている。
- 4 フィルタリング解除の知識を持っている子供もいるかもしれない。このため、子供たちに対し、啓発を行っていくことが重要であると考えます。
- 5 目標値は、県の5か年計画の目標値になっている。現状値とした平成28年度は例年より下げ幅が大きくなっているが、状況は毎年変わる。最近では家庭の貧困問題や家庭での教育力の低下などもあり、高校生を取り巻く状況は厳しいと担当部局から聞いており、平成28年度の1か年の下げ幅だけを捉えて目標を上げることは見合わせた。経緯を丁寧に見守っていく必要があり、5か年計画の目標値を下回る状況を維持し続けることとした。

西山委員

保護者同伴なしでスマートフォンを購入できるというのは、保護者の同意書があればよいということか。

青少年課長

親の同意書がないと購入できないようである。

神尾委員

- 1 第52号議案について、減額補正するのであれば、もっとラグビーワールドカップの周知をしたらどうか。
- 2 第48号議案について、スポーツ少年団などをきっかけにスポーツに親しんでもらうことが、将来のアスリートを育てることにつながるという県の考え方が市町村教育委員会に徹底されていないため、小学校から用具の保管等の必要な協力が得られない場合がある。県の考え方を市町村に周知徹底し、共通認識を持ってもらった上で、県のスポーツ推進計画を進めていくべきであると考えますが、どうか

ラグビーワールドカップ2019大会課長

- 1 ラグビーワールドカップ2019大会準備推進費の減額補正では、事務費のみを節減

している。御指摘のとおり、今後、大会PRに力を入れなければいけないとの認識を持っており、平成30年度当初予算案では、広報費用を増額して計上している。一方で費用を掛かけずにPRすることも重要であると考えている。例えば、3月19日から始まるチケットの開催都市先行抽選販売では、職員が駅などで啓発品を配ることなどを考えている。また、イベントの実施に合わせて、多くのマスコミに取り上げてもらうことにより、広く県民に周知を図っていききたい。今後とも、ラグビー振興議員連盟の委員の皆様にも御協力いただきながら、ラグビーワールドカップの周知に努める。

スポーツ振興課長

2 スポーツ少年団に対しては、指導者への研修や補助金の交付などの支援を行っているが、御指摘のとおり、これまで市町村教育委員会との共通認識が十分に図られていなかった。今後は、市町村と情報共有していききたい。また、県計画についても、市町村に共通認識を持ってもらい、施策の推進に努めていく。

神尾委員

ラグビーワールドカップ2019について、費用を掛けるところは掛けて、もっと爆発的にPRした方が良いのではないかと。決意をお伺いしたい。

スポーツ局長

費用を掛けるところはしっかり掛けて、ラグビーワールドカップをPRしていききたい。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第1号）】

神尾委員

不採択を求める立場から意見を申し上げる。憲法改正は、国民の幅広い理解を得ながら、国会において十分に議論を深めていくものであり、その審議経過を見守るべきである。よって、本請願は不採択とすべきである。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第2号議案）】

山本委員

- 1 県民コメントの結果、意見は何件あり、どのような内容だったのか。また、それを条例案にどのように反映したのか。
- 2 性犯罪等の被害者にとって、この条例ができることにより、どのような効果が見込まれるのか。

横川議員

- 1 29項目にわたり7件の意見が寄せられた。いずれも賛成の中での意見であり、具体的な施策に関するものが多かったと認識している。この条例については、県が行うべき施策の大枠を示すものであり、個々の具体的施策を定めるものではないことから、これらの意見に基づく大幅な修正はしなかったが、専門知識を持たれている方からの意見を踏まえ、多少の文言修正は行った。今後は、執行部において、本条例に基づき、効果的かつ犯罪被害者等の置かれている状況等に合わせた施策を指針に定め、実を踏んだ真に

被害者支援の充実に向けた施策を推進していただきたい。

- 2 県の犯罪被害者援助センターに性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」があり、相談時間は現在、月曜日から金曜日の午前8時半から午後5時までとなっているが、平成30年4月から、午前8時半から午後9時までと相談時間が延長される。また、条例施行後になるが、性犯罪被害者等からの相談への対応や情報提供に関して、県、県警察、民間支援団体である犯罪被害者援助センター及び産婦人科医会の連携も一層強化され、性犯罪被害者等に対する支援が充実していくと考えている。

大嶋委員

- 1 第5条に「市町村への協力」が規定されているが、市町村にはどのような施策の実施を期待しているのか。
- 2 二次的被害に対応するに当たり、こういったことに配慮して進めていくのか。

横川議員

- 1 市町村は県と同じ地方公共団体であり、条例案において責務と規定することができないため、協力とうたっている。県の条例制定に伴い、各市町村で独自の条例を制定してもらいたいという思いはある。しかし、市町村だけで犯罪被害者に支援をするには、視察や様々な意見交換、状況を把握する中で困難も見えてきた。事件性がある場合、県や県警察が情報を集約しており、県がリーダーシップを発揮して、市町村間の情報認識レベルを一定にしないと、真に行き届いた支援、施策はできないため、県がリードを取るべきという考えで進めてきた。市町村に最も実施してもらいたいのは、既存の行政サービスの部分である。支援が中長期になる場合、犯罪被害者が市町村の窓口で必要となる手続が多くある。例えば、居住地の移転や介護している親の支援、子育てに関するものもある。今までは、市町村の各課に被害者が行って、その都度、被害状況や事件について問われるという状況があった。二次的被害の部分でも位置付けているが、こうしたことをなくすためには、県がリードを取って、必要な支援や手続を市町村側で事前にまとめておくことや、市町村が関係部局を回りながら、代理で手続をするなどといった協力が想定されるが、市町村の現在の支援体制でも十分に可能と考えられる。このため、市町村にはまず、今ある行政サービスを更に充実させ、部局間で連携を図るとともに、必要な情報の周知、広報に取り組むことを期待している。
- 2 県主導でしっかりと広報し、犯罪被害者支援に対する認識を広めていく中で、二次的被害抑止に向けた効果を発揮してもらいたい。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑（議第3号議案）】

杉島委員

- 1 本会議の議案質疑において、表彰に当たって、臨時会は想定していないとの答弁があったが、臨時会は開かないということか。
- 2 新聞報道によると、議会の同意を待つと授与のタイミングが遅れかねないと危惧する声もあるとのことだが、どう考えているか。

新井議員

- 1 臨時会を招集するのは知事である。議会から開催を求めることは想定していないが、執行部から求められた場合に拒否したり開かれるべきではないとの考えはない。
- 2 実績として、物理学の梶田氏が県民栄誉章を贈呈されたのはノーベル賞の受賞が決定

してから3か月後である。彩の国功労賞について、大相撲で優勝した豪栄道関と全国高等学校野球選手権大会で優勝した花咲徳栄高等学校は、事案発生から2週間で贈呈されているが、水泳の瀬戸大也選手は、メダルを獲得してから3か月半後、萩原浩さんは、直木賞を受賞してから2か月後、理化学研究所は、新元素の発見と命名をしてから2か月後に贈呈されている。このように、対象事案が発生してから数か月後の贈呈でも、批判はなかったと承知しており、問題にはならないと認識している。贈呈のタイミングについては、基準が不明瞭であり、むしろ、世間の関心やマスメディアの注目度を意識して決めてしまうとすれば、それこそが政治的パフォーマンスを前提としていると言わざるを得ない。

山本委員

- 1 条例を提案することとしたきっかけと経緯を伺う。
- 2 19都県は議会の同意を要する名誉県民の表彰制度がある。それらの名誉県民と本県の県民栄誉章とが同格だと認識しているのか。
- 3 名誉県民制度において議会の同意を要する19都県において、本県の県民栄誉章に当たる表彰は議会の同意が必要なのか。

新井議員

- 1 昨年、プロ野球選手が国民栄誉章を受賞したときに、メディアや世間から、内閣総理大臣の人気取りだという批判があったことがきっかけで、県民栄誉章の在り方の議論が始まった。条例制定の議論が本格的に始まったのは、今回の冬季オリンピックの際である。今大会で日本が過去最高数のメダルを獲得し、今後、国民栄誉章や県民栄誉章を受章する選手が出てくることを踏まえると、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックで、本県においても表彰対象の選手が出るだろうということがきっかけとなった。議論の中で、本県には名誉県民の制度がないため、県民栄誉章が埼玉県民の名誉に係る最高の表彰であるとの認識から、同章の在り方を見直し、議会で同意をすべきであるということとなった。
- 2 本県には、名誉県民の制度がないため、県民栄誉章が埼玉県民の名誉に係る最高の表彰であると認識している。本県では知事が行う表彰が147あり、作文コンクールや感謝状、所長表彰等を除くと79である。これらの賞について、格の上下を定める規定はないが、ほとんどが各部局、各分野に分かれる表彰である。専門分野に分かれず多岐にわたるもので、注目度が高い「埼玉県」又は「彩の国」という冠を表している埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章、彩の国功労賞は、名誉県民の表彰に値すると認識している。
- 3 例を挙げると、広島県では名誉県民と同時に県民栄誉章も贈呈しているが、県民栄誉章は議会の同意を要していない。

山本委員

全都道府県において、県民栄誉章と同等の表彰が議会の同意を得ずに贈呈されており、名誉県民と本県の県民栄誉章が同格であるとは思えない。これまでに名誉県民条例の創設の議論はなかったのか。

新井議員

今回の条例制定の議論で機運が高まれば、名誉県民制度を創設しようとの声が上がリ、議論が始まるのではないかと期待している。県民栄誉章は各都道府県で認識や基準が異な

っており、本県においては、現時点で最高の表彰は県民栄誉章であると認識している。

大嶋委員

県民栄誉章について、議決を要する都道府県はあるのか。

新井議員

県民栄誉章という名称で議会の同意を要する都道府県は、現時点ではない。今回可決されれば日本初になる。

大嶋委員

表彰の時期について、県内市町村等と時間的な差が出てくると心配しているが、どのように考えているのか。

新井議員

市町村等と表彰の時期がずれたとしても、弊害や世間からの批判はないと認識している。

大嶋委員

他の都道府県と表彰の時期がずれると、埼玉県は何をやっているのかとお叱りを受けることがあると思うが、そういった心配はないか。

新井議員

時期を逸することを心配するよりも、県民の名誉に関わる大事な案件を議員がしっかりと慎重に審議し、同意することの方が重要であると認識している。

松澤委員

第1条に目的として「県民の総意として表彰することを明らかにする」とあるが、議会も関わるという意味決定と捉えてよいか。

新井議員

そのとおりである。

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論（議第2号議案及び議第3号議案）】

山本委員

議第3号議案について反対の立場から討論する。埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞は、時期を逸せずに表彰することが重要と考える。例えば、昨年8月23日、夏の甲子園で全国優勝した花咲徳栄高校に彩の国功労賞を贈呈したのは9月7日である。議決事件となると9月議会終了後の10月以降となり、速やかな贈呈ができなくなる。議決事件とすることによって、表彰の時期が遅れることとなるため、議決事件にはなじまないと考える。県民栄誉章等の表彰については、47都道府県全てで議会の同意は不要となっている。提案者からは、3月2日の本会議において全国19都県が名誉県民を議決事件としていることから、同意案件にはなじまないとは考えにくいとの発言があった。しかし、19都県は名誉県民を議決事件としているものの、県民栄誉章等については議決事件とはしていない。名誉県民と県民栄誉章の取扱いは同格ではなく、異なっている。したがって、19都県が名誉県民を議決事件としていることをもって、県民栄誉章等が同意案件

になじまないものではないとは言えない。また、議決の際、反対があれば表彰候補者が不快感を抱くことも考えられる。

西山委員

議第3号議案について反対の立場から討論する。現在の本県の表彰制度には特段の問題はないため、あえて条例を制定する必要はない。

大嶋委員

議第3号について反対の立場から討論する。埼玉県民栄誉章、彩の国特別栄誉章及び彩の国功労賞は県民の盛り上がりの時期に表彰することも、極めて重要である。この時期に表彰することが、県民意識の高揚と本県のイメージの向上につながっていると考える。例えば、他県出身で本県に住所がある方を表彰する場合、他県よりも贈呈に時間が掛かってしまうようでは、本県のイメージダウンとなることも懸念される。また、今までの県民栄誉章の過程で特段問題があったとは考えていない。